

daily コラム

2023年10月5日(木)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

生成 AI の業務利用について

生成 AI の業務利用

ChatGPT に代表される生成 AI は著しい技術進歩を経て、現状でも多岐にわたる業務への活用が可能です。例えば、会議資料や議事録の作成などの一般的な業務のほか、キャッチコピーやアイデア出し等のクリエイティブ業務等幅広く活用が可能です。

一方で、生成 AI には、企業秘密や個人情報の漏洩、知的財産権の侵害などの懸念も生じることから、業務利用を制限する企業も存在します。いずれにしても、これらの新技術については、便利さとリスクの双方を理解し、業務に活用することが求められます。

生成 AI の業務利用で問題となるのは

生成 AI の業務利用で問題が生じ得るのは、その性質上①利用者が生成 AI に何らかのデータ（プロンプト）を入力する場面と②生成 AI が作成した生成物を利用する場面との2つの場面が考えられます。

①利用者がプロンプトを入力する場面

(ア) 企業秘密が漏洩するリスク

生成 AI の中には、利用者が入力したプロンプトを学習に利用するものがあり、例えば、利用者が何らかの自社の情報をプロンプトとして入力した場合、生成 AI は、そのプロ

ンプトを学習して、他の利用者への回答にすることがあり得ます。この特徴を通じて、企業秘密が外部に漏洩するリスクが起り得ます。

(イ) 個人情報漏洩するリスク

個人情報を含むプロンプトを入力すると、(ア)と同じく当該プロンプトが学習に利用され、生成物を通じて、個人情報が第三者に漏洩するリスクが起り得ます。

②生成 AI の生成物を利用する場面

この場面でのリスクについては、生成 AI の生成物に対する著作権リスクが考えられます。著作権法上の著作物は「思想又は感情を創作的に表現したもの」とされており、生成 AI が自動的に生成した生成物については、現状、著作権法上の権利の対象とはならない（著作物ではない）とされています。したがって、現時点においては、生成 AI を業務に利用するにあたり、生成物が著作権法によって保護されないリスクがあることを前提に利用する必要があります。



適切なリスクコントロールで、最大限の利便性を享受しましょう